

小児慢性特定疾病指定医の申請手続について

指定医について

平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」）が成立し、平成27年1月1日から新たな医療費助成制度が実施されました。

対象疾病は、令和3年11月1日から、788疾病に拡大しています。

新制度では、法に基づいて知事等の指定を受けた医師（以下「指定医」）だけが、小児慢性特定疾病児等の医療費助成に係る支給認定申請に必要な医療意見書を作成できることになりました。

小児慢性特定疾病児等の診断を行う可能性がある方は、申請の手続をしてください。

なお、指定の有効期間は5年間です。指定医は5年を超えない日までの間に、更新申請をする必要があります。（指定医ごと、県からお知らせします。）

小児慢性特定疾病児童等が、生活に身近な地域で診断（医療意見書の作成）が受けられるよう、指定医申請にご協力くださいますようお願いいたします。

長野県公式ウェブサイトにおいて、指定医の指定状況を公表します。（月1更新）

小児慢性特定疾病指定医の要件

指定医は、診断又は治療に5年以上従事した経験（臨床研修期間含む）を有する医師のうち、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格を有する者（3～6ページを参照）
- ② 知事が行う研修*を修了している者

*平成30年4月から、小児慢性特定疾病指定医研修サイトの研修の利用を開始しました。これにより、同サイトの研修を修了することで、②の要件を満たすこととなります。（指定医研修サイト：<https://www.sdtweb.jp/>）

指定医の申請手続

指定医の指定を受けようとする方は、勤務する医療機関が所在する都道府県知事等に郵送により申請を行ってください。

【新 規】

必要事項を記載のうえ、次の①～④を提出してください。

- ① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書
- ② 経歴書
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 専門医資格を証明する書類の写し または 研修の終了を証明する書類の写し

【提出先】

〒380-8570 長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係(住所記載不要)

指定医の申請手続

指定医は、申請事項の変更 および 勤務地の追加等が生じた場合は、届出が必要です。

【変 更】

必要事項を記載のうえ、次の①～②を提出してください。

- ① 小児慢性特定疾病指定医変更届出書
※ 変更（追加）のあった事項及びその年月日を記入
- ② 指定通知書（通知書の記載事項に変更が生じた場合）
※ 新たな指定通知書を交付します

【辞 退】

指定医は辞退届の提出によりその指定を辞退することができます。

※地域によっては指定医の数が少ないところがあるため、突然の辞退によって地域に指定医が存在しないことを防ぐよう、辞退をする際には 60 日以上の予告期間を設けることとされています（省令第7条の15）

【提 出 先】

〒380-8570 長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係(住所記載不要)

Q&A

Q1：居住地はX県で、勤務地がY県の場合、申請はどちらにすべきか。

A1：勤務地のY県の知事宛に申請してください。

Q2：X県知事の指定を受けた医師が、Y県の病院にも勤務している場合、X県の病院で診断書を作成して患者に交付することはできるか。

A2：Y県知事の指定を受ける必要があります（やむを得ない事情がある場合は除きます）。

Q3：長野市内（松本市内）の病院に勤務しているが、申請はどちらにすべきか。

A3：中核市であるため、長野市（松本市）へ申請していただくようお願いします。

問合せ先：健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 TEL026-235-7150

専門学会及び専門医名称	
認定機関	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 【日本耳鼻咽喉科学会】	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医

日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年科専門医【老年病専門医】
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	新生児専門医【周産期（新生児）専門医】 母体・胎児専門医【周産期（母体・胎児）専門医】
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	内科専門医【総合内科専門医】
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医

日本専門医機構	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	総合診療専門医

※ 「「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について」（令和6年6月17日付け厚生
 難発0617第3号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）に基づく。

【】内は同通知による改正前の表記。